

審議会一覧（令和6年10月1日時点）

No.	附属機関・懇談会等の別	設置根拠等（法律・条例・要綱）	名称	設置目的	根拠法令等の名称	所管課	設置（予定）年月日	任期（年）	任期満了年月日	実数（人）	女性（人）	公募枠委員（人）
1	附属機関	法律	小田原市防災会議	市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。	災害対策基本法	防災対策課	S37. 12. 17	2	R7. 3. 31	38	7	0
2	附属機関	法律	小田原市国民保護協議会	第三十九条 市町村の区域に係る国民の保護のための措置に 関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のため の措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に、市 町村国民保護協議会を置く。	武力攻撃事態等における 国民の保護のための措置 に関する法律	防災対策課	H19. 2. 17	2	R7. 3. 31	27	5	0
3	附属機関	法律	小田原市社会教育委員会議	社会教育に關し、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、そ の結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申 すること。社会教育に係る補助金の交付に関する事項につ いて意見を具申すること。	社会教育法	生涯学習課	S25. 4	2	R8. 7. 31	12	5	0
4	附属機関	法律	小田原市民生委員推薦会	民生委員の候補者を県知事に対し推薦するため。	民生委員法	福祉政策課	R5. 1. 1	3	R7. 12. 31	7	2	0
5	附属機関	法律	小田原市介護認定審査会	介護保険法第38条2項に規定する審査判定業務を行う。審 査判定業務とは、要介護認定、要介護認定の更新、要介護状態 区分の変更の認定、要介護認定の取消し、要支援認定、要支 援認定の更新、要支援状態区分の変更の認定、要支援認定の 取消し、要介護認定の手続きの特例、介護給付等対象サービ スの種類の指定の規定など。	介護保険法	高齢介護課	H11. 9. 27	2	R7. 3. 31	61	21	0
6	附属機関	法律	小田原市箱根町真鶴町湯河原町障害支援区分認定審査会	法第26条第2項に規定する審査判定業務を行うこと。	障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援す るための法律	障がい福祉課	H18. 4. 1	2	R7. 3. 31	15	1	0
7	附属機関	法律	小田原市国民健康保険運営協議会	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため。	国民健康保険法	保険課	S26. 4. 1	3	R7. 6. 30	13	3	2
8	附属機関	法律	小田原市建築審査会	建築基準法に規定する特定行政庁の特例許可に係る同意、審 査請求に対する裁決、特定行政庁の諮問に応じて法施行に關 する重要事項の調査審議、建築基準法の施行に関する事項に ついての関係行政機関への建議等のため。	建築基準法	都市政策課	S60. 4. 1	2	R7. 3. 31	5	2	0
9	附属機関	法律	小田原市開発審査会	開発許可処分についての審査請求等に対する裁決、市街化調 整区域内の開発行為等に関する申請に係る審議等を行うた め。	都市計画法	都市政策課	H12. 11. 1	2	R4. 10. 31	5	2	0

【HP用】審議会一覧(令和6年10月1日現在)

No.	附属機関・懇談会等の別	設置根拠等 (法律・条例・要綱)	名称	設置目的	根拠法令等の名称	所管課	設置(予定) 年月日	任期(年)	任期満了 年月日	実数 (人)	女性 (人)	公募枠 委員 (人)
10	附属機関	条例	小田原市総合計画審議会	総合計画の策定及び推進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	企画政策課	H22. 6. 22	3年(委嘱の日の属する年度の翌々年度の末日まで)	R9. 3. 31	19	9	2
11	附属機関	条例	小田原市行政改革推進委員会	行政運営の改革の推進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申する。	小田原市附属機関設置条例	企画政策課	S60. 6. 20	—	休止中	0	0	0
12	附属機関	条例	小田原市公共施設包括管理業務事業者選定委員会	複数の公共施設に係る保守点検等の業務を包括的に行う事業者の選定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。	小田原市附属機関設置条例	資産経営課	H31. 4. 1	審査終了まで	休止中	0	0	0
13	附属機関	条例	小田原市特別職報酬等審議会	議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	職員課		必要な期間	休止中	0	0	0
14	附属機関	条例	小田原市公務災害補償等認定委員会	小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年小田原市条例第37号)に基づき、実施機関が行う公務上の災害及び通勤による災害の認定につき、実施機関の諮問に応じて意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	職員課		2	R5. 3. 31	3	1	0
15	附属機関	条例	小田原市公務災害補償等審査会	小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき、実施機関が行う補償の実施に対する審査申立ての審査、裁定等に關すること。	小田原市附属機関設置条例	職員課		2	R7. 3. 31	0	0	0
16	附属機関	条例	小田原市退職手当審査会	退職手当管理機関の諮問に応じ、退職手当の支給制限等の処分について調査審議する。	小田原市職員の退職手当に関する条例	職員課		終了するまで	休止中	0	0	0
17	附属機関	条例	小田原市情報公開審査会	小田原市情報公開条例第11条の規定による決定に対する異議申立て及び公文書の公開に関する制度の改善その他の重要な事項につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び制度に關し必要と認める事項について意見を具申する。	小田原市附属機関設置条例	総務課	H1. 4. 1	2	R7. 3. 31	5	2	0
18	附属機関	条例	小田原市個人情報保護審査会	個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定による実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。 個人情報の保護に関する制度の改善その他の重要な事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市個人情報保護審査会条例	総務課	H4. 4. 1	2	R7. 3. 31	5	2	0
19	附属機関	条例	小田原市行政手続審査会	小田原市行政手続条例(平成9年小田原市条例第24号)第35条第2項の規定による行政指導の事実等の公表及び行政手続に関する重要な事項につき、市長その他の執行機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	総務課	H10. 1. 1		休止中	0	0	0
20	附属機関	条例	小田原市行政不服審査会	行政不服審査法に基づく審査請求に係る審査庁の判断をチェックし、手続の公正性の向上を図るため。	行政不服審査法 小田原市行政不服審査条例	総務課	H28. 4. 1	3	R7. 4. 27	3	0	0

【HP用】審議会一覧(令和6年10月1日現在)

No.	附属機関・懇談会等の別	設置根拠等 (法律・条例・要綱)	名称	設置目的	根拠法令等の名称	所管課	設置(予定) 年月日	任期(年)	任期満了 年月日	実数 (人)	女性 (人)	公募枠 委員 (人)
21	附属機関	条例	小田原市市税滞納審査会	小田原市市税の滞納に対する特別措置に関する条例(平成12年小田原市条例第9号)第6条の規定による滞納者に対する行政サービスの停止等及び滞納者の氏名等の公表につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	市税総務課	H12. 7. 1	2	休止中	0	0	0
22	附属機関	条例	小田原競輪開催業務等包括委託事業者選定委員会	小田原競輪の開催業務等を包括的に委託する事業者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	事業課	R1. 10. 4	委嘱の日から審査終了まで	休止中	0	0	0
23	附属機関	条例	小田原市市民活動推進委員会	市民活動の推進に関する制度の改善その他の重要な事項につき、市長の諮問に応じて、調査審議し、その結果を報告し、並びに市民活動全般及び制度に関し必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市市民活動推進条例	地域政策課	H15. 7. 1	2	R7. 6. 30	8	4	1
24	附属機関	条例	おだわら市民交流センター指定候補者選定委員会	おだわら市民交流センターの指定管理者の候補者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。	小田原市附属機関設置条例	地域政策課	H27. 4. 1	諮問から答申まで	休止中	6	1	0
25	附属機関	条例	小田原市交通安全対策会議	小田原市における交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため。	小田原市交通安全対策会議条例	地域安全課	S46. 4. 1	2	休止中	0	0	0
26	附属機関	条例	小田原市自転車等駐車対策協議会	自転車等の駐車対策に関する重要な事項を調査審議するため。	小田原市自転車等の放置防止に関する条例	地域安全課	H7. 4. 1	2	休止中	0	0	0
27	附属機関	条例	小田原市自転車駐車場指定候補者選定委員会	小田原駅西口第1自転車駐車場及び国府津駅自転車駐車場の指定候補者の選定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するため。	小田原市附属機関設置条例	地域安全課	H27. 4. 1	諮問から答申まで	R6. 10. 18	6	0	0
28	附属機関	条例	小田原市自転車駐車場事業者選定委員会	小田原駅東口自転車駐車場の管理運営を行う事業者の選定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するため。	小田原市附属機関設置条例	地域安全課	H27. 4. 1	諮問から答申まで	休止中	6	0	0
29	附属機関	条例	小田原市空家等対策協議会	空家等対策計画の策定につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するため。	小田原市附属機関設置条例	都市政策課	H28. 7. 1	2	R7. 1. 15	9	0	0
30	附属機関	条例	おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会	おだわら男女共同参画プランの策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。	小田原市附属機関設置条例	人権・男女共同参画課	H26. 3. 31	2	休止中	0	0	0
31	附属機関	条例	小田原市女性の活躍推進協議会	地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に係る取組に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。	小田原市附属機関設置条例	人権・男女共同参画課	H30. 8. 30	2	休止中	0	0	0
32	附属機関	条例	小田原市いじめ問題再調査会	市立の小学校若しくは中学校又は教育委員会が行った、いじめの重大事態の調査結果につき、市長の諮問に応じて調査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。	小田原市附属機関設置条例	人権・男女共同参画課	H27. 4. 1	諮問から答申まで	休止中	0	0	0

【HP用】審議会一覧(令和6年10月1日現在)

No.	附属機関・懇談会等の別	設置根拠等 (法律・条例・要綱)	名称	設置目的	根拠法令等の名称	所管課	設置(予定) 年月日	任期(年)	任期満了 年月日	実数 (人)	女性 (人)	公募枠 委員 (人)
33	附属機関	条例	小田原市人権施策推進委員会	人権施策の推進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	人権・男女共同参画課	R1. 4. 1	2	R7. 3. 31	12	7	1
34	附属機関	条例	小田原市文化振興審議会	小田原文化によるまちづくり条例第5条第1項に規定する基本計画の策定及び当該基本計画に基づく施策に関する基本的事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市文化によるまちづくり条例	文化政策課	R6. 10	2	R8. 10	10	3	2
35	附属機関	条例	キャンパスおだわら運営委員会	キャンパスおだわらの運営に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	生涯学習課	H25. 4		休止中	0	0	0
36	附属機関	条例	小田原市郷土文化館協議会	郷土文化館の運営に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	生涯学習課	S48. 9	2	R7. 8. 31	10	4	0
37	附属機関	条例	小田原市博物館構想策定委員会	博物館構想の策定に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	生涯学習課	H26. 8. 1	2	休止中	0	0	0
38	附属機関	条例	小田原市文化財保護委員会	文化財の保存及び活用につき小田原市教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	文化財課	S47. 3. 31	2	R7. 5. 31	10	4	0
39	附属機関	条例	史跡小田原城跡調査・整備委員会	史跡小田原城跡の整備に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	文化財課	S57. 9. 7	2	R7. 3. 31	11	3	0
40	附属機関	条例	小田原市図書館協議会	図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対し意見を述べること。	小田原市図書館 条例	図書館	S28. 12. 1	2	R8. 9. 30	8	6	2
41	附属機関	条例	小田原市立小田原駅東口図書館及びおだびよ子育て支援センターの指定管理者の候補者の選定等に関する事項につき、市長及び教育委員会の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市立小田原駅東口図書館及びおだびよ子育て支援センターの指定管理者の候補者の選定等に関する事項につき、市長及び教育委員会の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	図書館	H31. 4. 1	諮問から 答申まで	R6. 10. 3	8	5	0
42	附属機関	条例	小田原市スポーツ推進審議会	スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき、スポーツの推進に関する重要事項等を調査審議するため。	小田原市スポーツ推進審議会条例	スポーツ課	S37. 4. 1	2	R8. 8. 31	15	5	0
43	附属機関	条例	小田原市スポーツ施設指定候補者選定委員会	小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ、小田原テニスガーデン、城山陸上競技場及び小峰庭球場の指定管理者の候補所の選定のため。	小田原市附属機関設置条例	スポーツ課	H28. 6. 27	諮問から 答申まで	休止中	7	2	0

【HP用】審議会一覧(令和6年10月1日現在)

No.	附属機関・懇談会等の別	設置根拠等 (法律・条例・要綱)	名称	設置目的	根拠法令等の名称	所管課	設置(予定) 年月日	任期(年)	任期満了 年月日	実数 (人)	女性 (人)	公募枠 委員 (人)
44	附属機関	条例	小田原市環境審議会	環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため。 基本的事項 (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。 (2) 環境の保全等に関する重要事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属させられた事項	小田原市美しく住み良い 環境づくり基本条例	環境政策課	H7. 4. 1	2	R8. 3. 31	12	6	3
45	附属機関	条例	小田原市福祉施設指定候補者選定委員会	小田原市鴨宮ケアセンター及び小田原市歯科二次診療所の指定管理者の候補者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	福祉政策課	R5. 8. 22	諮問から 答申まで	R5. 10. 12	5	1	0
46	附属機関	条例	小田原市地域福祉計画策定検討委員会	小田原市地域福祉計画の策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	福祉政策課	R8年度 (予定)		休止中	0	0	0
47	附属機関	条例	小田原市災害弔慰金等支給審査委員会	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市災害弔慰金の支 給等に関する条例	福祉政策課	未定		休止中	0	0	0
48	附属機関	条例	小田原市成年後見制度利用促進審議会	成年後見制度の利用の促進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。	小田原市附属機関設置条例	福祉政策課	R4. 4. 1	2	R8. 8. 23	10	3	2
49	附属機関	条例	小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会	おだわら高齢者福祉介護計画並びに高齢者福祉政策及び介護保険事業の総合的かつ計画的な推進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	高齢介護課	R6. 7. 25	3	R9. 3. 31	16	5	1
50	附属機関	条例	小田原市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所措置に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するため。	小田原市附属機関設置条例	高齢介護課	R2. 11. 12	2	R7. 4. 30	7	2	0
51	附属機関	条例	介護保険関係施設整備調整会議	おだわら高齢者福祉介護計画に基づく介護保険関係施設の整備に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	高齢介護課	R6. 5. 27	1	R7. 3. 31	7	2	0
52	附属機関	条例	おだわら地域包括ケア推進会議	高齢者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	高齢介護課	H27. 4. 1	2	R7. 3. 31	17	7	0
53	附属機関	条例	おだわら障がい者基本計画策定検討委員会	おだわら障がい者基本計画の策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	障がい福祉課	H27. 4. 1	2	休止中	0	0	0
54	附属機関	条例	小田原市休日・夜間急患診療事故対策委員会	休日・夜間急患診療業務に起因する医療事故又は業務上の災害等に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	健康づくり課	S52. 11. 3	必要の都度 委嘱	休止中	0	—	0

【HP用】審議会一覧(令和6年10月1日現在)

No.	附属機関・懇談会等の別	設置根拠等 (法律・条例・要綱)	名称	設置目的	根拠法令等の名称	所管課	設置(予定) 年月日	任期(年)	任期満了 年月日	実数 (人)	女性 (人)	公募枠 委員 (人)
55	附属機関	条例	小田原市予防接種健康被害調査委員会	予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	健康づくり課	R6.10.29	委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度の末日まで	諮問から答申まで	5	0	0
56	附属機関	条例	広域二次病院群輪番制診療事故対策委員会	広域二次病院群輪番制で行う診療業務に起因する医療事故又は業務上の災害等に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	健康づくり課	S57.4.1	必要の都度委嘱	休止中	0	—	0
57	附属機関	条例	小田原市食育推進計画策定検討委員会	小田原市食育推進計画の策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	健康づくり課	H28.4.28	1	廃止	0	—	0
58	附属機関	条例	小田原市自殺対策計画策定検討委員会	小田原市自殺対策計画の策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	健康づくり課	H30.4.1	必要の都度委嘱	廃止	0	—	0
59	附属機関	条例	小田原市保健センター及び小田原市生きがいふれあいセンターいそしき熱源等改修業務事業者選定委員会	小田原市保健センター及び小田原市生きがいふれあいセンターいそしき熱源等改修業務を行う事業者の選定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	健康づくり課	R6.4	委嘱の日から審査終了まで	委嘱の日から審査終了まで	8	1	0
60	附属機関	条例	小田原市健康増進計画推進委員会	健康増進計画の策定及び進捗管理	小田原市附属機関設置条例	健康づくり課	R4.4.1	委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度末日まで	R8.3.31	22	7	2
61	附属機関	条例	小田原市ファミリー・サポート・センター事業者及び子育て支援センター指定候補者選定委員会	ファミリー・サポート・センター事業を受託する事業者及び子育て支援センターの指定候補者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	子育て政策課	H31.4.1	諮問した日	休止中	0	0	0
62	附属機関	条例	小田原市子ども・子育て会議	子ども・子育て会議は、次に掲げる事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。 (1) 子ども・子育て支援事業計画に関する必要な事項 (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する必要な事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育てに関する必要な事項	小田原市附属機関設置条例	子育て政策課	H25.4.1	2	R7.3.31	16	9	2
63	附属機関	条例	小田原市青少年未来会議	青少年の健全育成に関する総合的施策の樹立及びその推進につき必要な事項を市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。	小田原市青少年未来会議条例	青少年課	R4.10.1	委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度の末日まで	R8.3.31	13	5	1
64	附属機関	条例	小田原地下街運営評価委員会	小田原地下街の運営に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	商業振興課	H26.9.1	2	R6.10.13	5	3	0
65	附属機関	条例	小田原市観光交流センター指定候補者選定委員会	小田原市観光交流センターの指定管理者の候補者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。	小田原市附属機関設置条例	観光課	R5.8.9	諮問から答申まで	諮問から答申まで	6	3	0

【HP用】審議会一覧(令和6年10月1日現在)

No.	附属機関・懇談会等の別	設置根拠等 (法律・条例・要綱)	名称	設置目的	根拠法令等の名称	所管課	設置(予定) 年月日	任期(年)	任期満了 年月日	実数 (人)	女性 (人)	公募枠 委員 (人)
66	附属機関	条例	美食のまち小田原推進事業者選定委員会	美食のまち小田原推進事業を委託する事業者の選定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。	小田原市附属機関設置条例	観光課	R4. 4. 1	諮問から 答申まで	廃止	0	0	0
67	附属機関	条例	小田原市農林業振興施設指定候補者選定委員会	小田原市いこいの森及び小田原市梅の里センターの指定管理者の候補者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。	小田原市附属機関設置条例	農政課	H21. 7. 1	諮問から 答申まで	諮問から 答申まで	6	3	0
68	附属機関	条例	小田原市農業委員会委員候補者選定委員会	小田原市農業委員会の委員の候補者の選定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。	小田原市附属機関設置条例	農政課	R1. 8. 6	諮問から 答申まで	令和7年度 開催予定	0	0	0
69	附属機関	条例	おだわら森林ビジョン策定検討委員会	おだわら森林ビジョンの策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。	小田原市附属機関設置条例	農政課	R2. 4. 1	諮問から 答申まで	休止中	0	0	0
70	附属機関	条例	小田原市卸売市場審議会	青果及び水産の卸売市場の整備計画及び業務の運営に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	水産海浜課	S54. 4. 1	2	R8. 6. 2	15	2	2
71	附属機関	条例	小田原漁港交流促進施設指定候補者選定委員会	小田原漁港交流促進施設の指定管理者の候補者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。	小田原市附属機関設置条例	水産海浜課	H29. 10. 13	諮問から 答申まで	R6. 10. 21	6	2	0
72	附属機関	条例	小田原市都市計画審議会	都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項に規定する事項その他都市政策に関する事項を調査審議させるため。	小田原市都市計画審議会 条例	都市政策課	S44. 8. 1	2	R8. 3. 31	17	3	2
73	附属機関	条例	小田原市建築等紛争調停委員会	中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申する等のため。	小田原市附属機関設置条例	都市政策課	H13. 4. 1	2	R7. 3. 31	5	1	0
74	附属機関	条例	小田原市歴史まちづくり協議会	小田原市歴史的風致維持向上計画に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	都市政策課	H25. 4. 1	2	R7. 3. 31	15	3	0
75	附属機関	条例	小田原市住居表示審議会	住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示の実施につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申する。	小田原市附属機関設置条例	建築指導課	必要な都度	必要な期間	休止中	0	0	0
76	附属機関	条例	小田原市都市公園指定候補者選定委員会	上府中公園、小田原フラワーガーデン、小田原こどもの森公園わんぱくらんど及び辻村植物公園の指定管理者の候補者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。	小田原市附属機関設置条例	みどり公園課	H17. 4. 1	諮問から 答申まで	諮問から 答申まで	8	3	0
77	附属機関	条例	小田原市みどりの審議会	小田原市緑の基本計画に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	みどり公園課	H29. 7. 18	2	R7. 6. 30	5	2	1

【HP用】審議会一覧(令和6年10月1日現在)

No.	附属機関・懇談会等の別	設置根拠等 (法律・条例・要綱)	名称	設置目的	根拠法令等の名称	所管課	設置(予定) 年月日	任期(年)	任期満了 年月日	実数 (人)	女性 (人)	公募枠 委員 (人)
78	附属機関	条例	小田原市営住宅運営審議会	小田原市営住宅の入居者の選定、維持管理その他運営上必要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	建築課	H9. 4. 1	2	R7. 5. 31	6	3	0
79	附属機関	条例	小田原市立病院運営審議会	市立病院の運営に関する事項につき、病院事業管理者の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市病院事業の設置等に関する条例	経営管理課	S50. 1. 27	2	R8. 2. 28	12	2	0
80	附属機関	条例	小田原市新病院建設事業者選定委員会	新病院建設事業に係る設計、施工等の業務を行う事業者の選定等に関する事項につき、病院事業管理者の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市病院事業の設置等に関する条例	病院再整備課	R3. 4. 1	委嘱の日から審査終了まで	委嘱の日から審査終了まで	7	0	0
81	附属機関	条例	小田原市消防賞じゅつ金等審査委員会	賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の金額を功労及び災害の程度をその他の事情に基づいて、小田原市消防賞じゅつ金等審査委員会が審査する。	小田原市附属機関設置条例	消防総務課	随時	—	休止中	なし(必要に応じた人数)	0	0
82	附属機関	条例	小田原市消防庁舎再整備事業庁舎設計事業者選定委員会	消防庁舎再整備事業に係る庁舎設計業務を行う事業者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。	小田原市附属機関設置条例	消防総務課		1	休止中	0	0	0
83	附属機関	条例	小田原市上下水道事業運営審議会	上下水道の運営に関する事項につき、事業管理者の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。	小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例	経営総務課	R4. 4. 1	2	R8. 9. 30	15	7	3
84	附属機関	条例	小田原市水道料金等徴収業務事業者選定委員会	小田原市水道料金等徴収業務を行う事業者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。	小田原市附属機関設置条例	給排水業務課	H28. 11. 22	諮問から答申まで	休止中	0	0	0
85	附属機関	条例	高田浄水場再整備事業推進委員会	高田浄水場再整備事業に係る設計、施工等の業務を行う事業者の選定その他高田浄水場再整備事業に関する事項につき、事業管理者の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例	水道整備課	H31. 4. 1 (条例変更R3. 4. 1)	委嘱又は任命の日の属する年度の末日まで	R7. 3. 31	5	0	0
86	附属機関	条例	小田原市下水道管路包括的維持管理業務事業者選定委員会	下水道管路包括的維持管理業務を行う事業者の選定等に関する事項につき、事業管理者の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。	小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例	下水道整備課	R3. 10. 15	審査が終了したときR4. 8. 5		5	0	0
87	附属機関	条例	小田原市学区審議会	市立小学校及び中学校の通学区域の設定及び変更について教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申する。	小田原市附属機関設置条例	教育総務課	S44	諮問事項調査が終了するまで	調査審議が終了したとき	0	0	0
88	附属機関	条例	小田原市いじめ防止対策調査会	いじめの防止等のための対策に關し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。	小田原市附属機関設置条例	教育総務課	H27. 8. 1	2	R6. 7. 31	5	3	0
89	附属機関	条例	小田原市放課後児童クラブ運営事業者選定委員会	放課後児童クラブの運営を委託する事業者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	教育総務課	R2. 4. 1	諮問事項調査が終了するまで	調査審議が終了したとき	5	0	0

【HP用】審議会一覧(令和6年10月1日現在)

No.	附属機関・懇談会等の別	設置根拠等 (法律・条例・要綱)	名称	設置目的	根拠法令等の名称	所管課	設置(予定) 年月日	任期(年)	任期満了 年月日	実数 (人)	女性 (人)	公募枠 委員 (人)
90	附属機関	条例	小田原市新しい学校づくり検討委員会	新しい学校づくりの推進に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	教育総務課	R4. 4. 1	2	R8. 3. 31	11	3	2
91	附属機関	条例	小田原市学校給食費検討委員会	学校給食費に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市学校給食費等に関する条例	保健給食課	R6. 10. 25	1	R7. 3. 31	8	4	0
92	附属機関	条例	小田原市就学支援委員会	心身の障がい等で特別な配慮を必要とする学齢児童又は学齢生徒に対する適切な就学支援に関する事項につき、小田原市教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとして設置する。	小田原市附属機関設置条例	教育指導課	H25. 4. 1	1	R7. 6. 30	25	15	0
93	附属機関	条例	小田原市民間提案審査委員会	小田原市民間提案制度による事業の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	政策調整課	R5. 4. 1	2	R7. 3. 31	7	1	0
94	附属機関	条例	橋地域認定こども園整備事業者選定委員会	橋地域認定こども園整備事業に係る設計、施工等の業務を行う事業者の選定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	保育課	R5. 6. 26	1	休止中	0	0	0
95	附属機関	条例	小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会	小田原市スポーツ施設整備基本計画の策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	スポーツ課	R5. 4. 1	1	休止中	10	3	2
96	附属機関	条例	小田原市民ホール指定候補者選定委員会	小田原市民ホールの指定管理者の候補者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	小田原市附属機関設置条例	文化政策課	R5. 12	1	R6. 10	11	5	0
1	懇談会等	要綱	小田原市総合戦略有識者会議	小田原市総合戦略の策定と推進に当たり、様々な立場からの意見をいただくことを目的として、産業界、行政機関、学識者、金融機関、労働団体等によって構成される小田原市総合戦略有識者会議を開催する。	小田原市総合戦略有識者会議開催要項	企画政策課	H27.4.14	—	—	12	3	0
2	懇談会等	要綱	おだわら若者応援コンペティション補助金審査委員会	小田原市若者応援事業費補助金の事業認定及び交付申請書の内容等に関する意見を聴取するとともに、学識経験者等との意見交換を行うため、小田原市若者応援事業費補助金審査委員会を設置する。	小田原市若者応援事業費補助金審査委員会設置要綱	政策調整課	R5. 4. 1	—	—	5	1	0
3	懇談会等	要綱	小田原市川東タウンセンター・マロニエの運営に関する懇談会	小田原市川東タウンセンター・マロニエの利用の拡大、並びに住民及び市の協働による円滑な運営について、市民からの意見を聴取する。	小田原市川東タウンセンター・マロニエの運営に関する懇談会開催要綱	地域政策課	H25. 4. 1	1	休止中	0	0	0
4	懇談会等	要綱	小田原市城北タウンセンター・いずみの運営に関する懇談会	小田原市城北タウンセンター・いずみの利用の拡大、並びに住民及び市の協働による円滑な運営について、市民からの意見を聴取する。	小田原市城北タウンセンター・いずみの運営に関する懇談会開催要綱	地域政策課	H25. 4. 1	1	休止中	0	0	0
5	懇談会等	要綱	小田原市橋タウンセンター・こゆるぎの運営に関する懇談会	小田原市橋タウンセンター・こゆるぎの利用の拡大、並びに住民及び市の協働による円滑な運営について、市民からの意見を聴取する。	小田原市橋タウンセンター・こゆるぎの運営に関する懇談会開催要綱	地域政策課	H25. 4. 1	1	休止中	0	0	0

【HP用】審議会一覧(令和6年10月1日現在)

No.	附属機関・懇談会等の別	設置根拠等 (法律・条例・要綱)	名称	設置目的	根拠法令等の名称	所管課	設置(予定) 年月日	任期(年)	任期満了 年月日	実数 (人)	女性 (人)	公募枠 委員 (人)
6	懇談会等	要綱	小田原市犯罪被害者等支援に関する懇談会	犯罪被害者等支援について、関係機関の職員等の意見を聴取する。	小田原市犯罪被害者等支援に関する懇談会開催要綱	地域安全課	R6. 4. 1	—	—	—	—	—
7	懇談会等	要綱	文化事業運営組織設立に向けた懇談会	令和2年4月に制定された「小田原市文化によるまちづくり条例」に基づき、本市の文化の振興に関する施策及びこれによるまちづくりに関して、基本方針及び推進を図るための事項を定めた「小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画」に則り、その施策の総合的かつ計画的な推進のために策定された具体的な文化事業の実施・運営を担う組織の設立を目指す。	小田原市文化によるまちづくり条例	文化政策課	R7. 4	—	R9. 3	10	—	0
8	懇談会等	要綱	小田原市文化財保存活用地域計画策定に係る懇談会	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の3第1項に規定する文化財保存活用地域計画の策定に当たり、関係者の意見を聴取するため	小田原市文化財保存活用地域計画策定に係る懇談会開催要綱	文化財課	R5. 7. 6	—	R8. 3. 31	16	5	0
9	懇談会等	通知	小田原城天守等復元的整備検討会議	将来の小田原城天守その他の小田原城のあり方について、調査・研究や関係者相互の情報交換を行うため。	—	文化財課	R4. 7. 5	—	—	16	2	0
10	懇談会等	要綱	小田原市敬老行事のあり方検討委員会	本市の敬老行事に係る諸課題について検討し、効果的な行政運営を図るため。	小田原市敬老行事のあり方検討委員会設置要綱	高齢介護課	H27. 7. 1	必要な期間	R7. 3. 31	6	1	0
11	懇談会等	要綱	小田原市農福連携推進懇談会	本市における農福連携を推進するため有効な施策を検討するに当たり、関係者の意見を聴取するため	小田原市農福連携推進懇談会開催要綱	障がい福祉課	R6. 8. 20	—	—	4	1	0
12	懇談会等	要綱	小田原市健康増進計画推進懇談会	健康増進計画の進捗管理と事業の検討	小田原市健康増進計画推進懇談会設置要綱	健康づくり課	H28. 3	1	廃止	18	—	3
13	懇談会等	要綱	小田原市自殺対策計画に関する懇談会	自殺対策計画の評価及び進行評価について、関係者相互の意見交換を行う。	小田原市自殺対策計画に関する懇談会開催要綱	健康づくり課	R3. 2	必要な都度 委嘱	休止中	0	—	0
14	懇談会等	要綱	釣り施設に関する検討会	小田原漁港特定漁港漁場整備事業で整備される防波護岸及び市営漁港の防波堤を利用した釣り施設（以下「釣り施設」という。）の管理・運営体制及び整備に係る事項について、専門家及び関係者との意見交換を行うため。	附属機関及び懇談会等に関する要綱	水産海浜課	H29. 3. 1	—	—	8	0	0
15	懇談会等	要綱	小田原市海面の利用調整に関する懇談会	漁業、遊漁船業、海洋性レクリエーション等、海面の利用が多様化する中、その利用の現状を把握するとともに、海面の利用による事故を防止し安全に利用するための対策に係る事項について、関係者及び専門家との意見交換を行うため。	附属機関及び懇談会等に関する要綱	水産海浜課	R5. 10. 13	—	—	19	0	0
16	懇談会等	要綱	小田原市道路の上空に設ける通路の許可等に係る連絡調整会議	第2条 道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項に規定する許可、消防法第7条の同意、道路法第32条第1項又は第3項の許可、道路交通法第77条の許可等に関する事務の連絡及び調整を行う。	小田原市道路の上空に設ける通路の許可等に係る連絡調整会議設置要綱	土木管理課	H10. 10. 30	連絡及び調整が終了するまで	休止中	0	0	0
17	懇談会等	要綱	小田原市学校給食用物資選定懇談会	学校給食用物資（食材）の選定にあたり、学校関係者から意見を聴取する。	小田原市学校給食用物資選定懇談会設置要綱	保健給食課	R6. 7. 30	1	R7. 3. 31	14	10	0

【HP用】審議会一覧(令和6年10月1日現在)

No.	附属機関・懇談会等の別	設置根拠等 (法律・条例・要綱)	名称	設置目的	根拠法令等の名称	所管課	設置(予定) 年月日	任期(年)	任期満了 年月日	実数 (人)	女性 (人)	公募枠 委員 (人)
18	懇談会等	要綱	小田原市特別支援教育推進会議	本市の支援教育の基本的な考え方や条件整備、教育委員会の施策等について話し合いを行い、支援教育の総合的推進を図るため、小田原市特別支援教育推進会議を設置する。	小田原市特別支援教育推進会議要綱	教育指導課	S47. 6. 15	—	—	19	13	0
19	懇談会等	要綱	小田原市いじめ問題対策連絡会	本市におけるいじめの防止等に關し、学校、地域の関係機関等が連携した取組を円滑に進めるため、小田原市いじめ問題対策連絡会を設置する。	小田原市いじめ問題対策連絡会設置要綱	教育指導課	H27. 4. 1	1	R7. 3. 31	13	7	0